

第 89 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸付年度		内訳	金額等	
1	中小企業振興資金貸付債権	平成3年度	協業組合 ジャパンプ ード	未償還元金	789,646,573円	貸付けの法人が事業を休止し差押える財産がなく、連帯保証人の死亡及び相続人の不存 在並びに破産並びに時効の援用により今後回収の見込みがないため。
				契約違約金	128,407,529円	
				その他	未償還元金に係る違約金の請求権	
2	中小企業振興資金貸付債権	昭和56年度	有限会社熊高運輸商事	未償還元金	1,147,561円	貸付けの法人が事業を休止し差押える財産がなく、連帯保証人の死亡
				その他	未償還元金に係る違約金の請求権	

						及び相続人の不存 在並びに 破産並び に時効の 援用によ り今後回 収の見込 みがない ため。
--	--	--	--	--	--	---

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。